

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会役員その他の役職者の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の役員その他の役職者(以下、「役員等」という。)の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程における役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 定款第6条に定める評議員
- (2) 定款第7条第2項に定める評議員選任委員
- (3) 定款第18条に定める理事及び監事
- (4) 協議会部会規程第3条に定める社協部会及び推進部会の委員(以下「部会委員」という)

(報酬の支給基準)

第3条 定款第10条及び第25条の規定に基づく評議員、役員並びに前条第2号及び第4号による評議員選任委員、部会委員の報酬等の支給基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員の報酬は日額とし、評議員会等協議会業務への出席、定款第16条第4項による書面又は電磁的記録による意思表示に対し、定款第10条に定める金額の範囲内で、別表に基づき支給する。
- (2) 評議員選任委員の報酬は日額とし、評議員選任委員会への出席に対し、別表に基づき支給する。
- (3) 理事・監事の報酬は日額とし、理事会等協議会業務への出席及び定款第31条第2項による書面又は電磁的記録による意思表示に対し、別表に基づき支給する。
- (4) 部会委員の報酬は日額とし、部会等協議会業務への出席に対し、別表に基づき支給する。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の職員及び新宿区の職員である者は無報酬とする。

(報酬の支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、現金をもって本人に支給することができる。

2 前項の支払いは、当該年度1年度分をまとめて当該年度末までに支払う。ただし、特別の事情がある場合は、これによらず支払うことができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

役 職	報酬日額 ※ (1人当たり)
評議員	2,500 円
評議員選任委員	2,500 円
理事・監事	2,500 円
社協部会委員	2,000 円
推進部会委員	2,500 円

※報酬日額は、源泉所得税を除いた金額で表示